

令和元年度 タイ及びフィリピンにおける旅行博出展等現地プロモーションに係る
企画運營業務委託事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、タイ及びフィリピンでの旅行博出展や現地有力旅行会社及びメディア向けセミナー実施等の現地プロモーションを実施する。各種プロモーションを通じて、世界に選ばれる観光都市としての東京のイメージ浸透や、最新の情報を発信することで、旅行会社の東京旅行商品の造成及び販売意欲の向上、また一般消費者の東京旅行意欲喚起を図り、東京への旅行者誘致促進を行う。

については、企画力、実施能力等に最も優れた委託事業者を選定するため、標記業務における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、企画審査会を実施する。

2 委託内容

仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額

金 15,500,000円也

※ 上記金額は、消費税等諸税を含む総額とする。

4 契約の履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

令和元年9月30日（月）

希望申出方法については、TCVB ホームページにて契約情報を参照のこと。

(2) 公募締切

令和元年10月4日（金）正午

(3) 企画審査会への指名通知

令和元年10月7日（月）中に行う。

※指名通知対象事業者には、別途「東京観光マーケット・レポート」及び仕様書に記載のアイコンデータを送付する。企画書作成の際、参考にすること。

- (4) 質問の受付期間
令和元年 10 月 7 日（月）から 10 月 9 日（水）正午
実施要領様式 1 「質問票」に質問事項を記入し、電子メールより送付すること。
※様式 1 「質問票」送付先電子メールアドレス
hara@tcvb.or.jp 及び tochihara@tcvb.or.jp
※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。
- (5) 質問への一斉回答
令和元年 10 月 11 日（金）中に行う。
企画提案参加者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。
※何れの参加者からも質問票の提出がなかった場合には、回答及び連絡は行わないので留意のこと。
- (6) 企画提案書及び見積書の提出期限
令和元年 10 月 24 日（木）正午
- (7) 企画審査会の開催
令和元年 10 月 29 日（火）
- (8) 審査結果の通知
令和元年 10 月 30 日（水）までに行う。

6 企画審査会に必要な提出物と提出方法

企画にあたり、「8.選考方法」に示す項目ごとの評価基準を意識のうえ、提案すること。

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書は、原則下記に指定する順番にて、A4 用紙、各頁番号を明記すること。

項目によりタイ、フィリピン各市場それぞれの提案書を提出すること。

(ア) 実施体制及びスケジュールについて

業務全体が効率的かつ円滑に執行できる運営体制等、下の項目通りとすること。

※第三者に業務委託をする場合はその社名を明らかにすること。ただし第三者の社名に自社名が含まれる場合は、その限りではない。

(A) 体制図

(B) 全体的な業務スケジュール

(C) その他関連実績等

(イ) 旅行博出展について

(A) ブース設営に伴うテーマ・コンセプト・デザイン・パース・レイアウト

(B) 備品・スタッフ等の適切な配置案

(C) アトラクションのコンセプト・実施概要

(D) 効果測定方法案

(ウ) 旅行博出展告知広告について

(A) 提案媒体概要（掲出方法、期間等）

(B) 広告デザイン案

(エ) 東京観光セミナーについて

(A) セミナー実施概要（実施日、候補会場等）

(B) 企画内容（セミナープログラム、セミナーを盛り上げる企画等）

(C) 東京観光セミナー参加候補社リスト（実施要領様式 2）

(D) 効果測定方法案

(E) その他（食事メニュー、司会者等）

(オ) フィリピンにおける旅行博出展を契機としたサブプロモーションについて

(カ) ノベルティ製作について

(A) 旅行博来場者向けギブアウェイ製作物（案）

(B) 現地旅行会社及びメディア向けノベルティ製作物（案）

(キ) その他

全体、エリアにおける新規提案等

イ 見積書

見積書は各項目の単価と個数等を記載した詳細なものとする。なお、海外調達等で非課税となる項目については、これを明記すること。

ウ 企画提案書および見積書データ

企画提案書および見積書の PDF データを DVD で提出すること。

(2) 提出部数と提出体裁

ア 提出部数

提出物	社名、ロゴ マーク等	会社印	提出部数
ア 企画提案書（原則両面印刷） ※合わせて1冊の形状とし、左上をクリップで 留めたもの（製本・ステープル留め等不可）	あり	あり	1部
	なし	なし	12部

イ 見積書	あり	あり	1部
※各社の書式により提出可	なし	なし	12部
ウ 電子記録媒体	なし	なし	1部

※上記に指定あるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

イ 提出体裁

「(1) 提出物 ア 企画提案書とイ 見積書」については、合わせて1つの形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する（製本、ステープル留め等不可）。

ウ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

郵送又は持参とする（宅配便不可）。

封筒に「令和元年度タイ及びフィリピンにおける旅行博出展等現地プロモーションに係る企画運營業務委託事業者選定企画審査会資料」と朱書きすること。

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

(4) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。
（その場合においても、追って辞退届の提出を行うこと。）

7 企画審査会の実施場所及び実施時間等

(1) 実施日

令和元年 10 月 29 日（火） 予定

(2) 実施場所

東京観光財団 5 階会議室 予定

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

(3) 実施方法

応募者（1社4名以内）のプレゼンテーションとする。

実施日時、場所の詳細については、指名通知後に個別に連絡する。

8 選考方法

企画審査会においては、TCVB が別途定める「令和元年度タイ及びフィリピンにおける旅行博出展等現地プロモーションに係る企画運營業務委託事業者選定企画審査会実施要領」に基づき選考を執り行う。評価基準については、下記のとおりとする。

(1) 全体

- ・ 効率的に円滑な業務運営が行える体制及び業務進行スケジュールが提案されているか
- ・ 対象都市の旅行博出展、運營業務等の実績があり、マーケット事情を考慮した的確な提案がなされているか

(2) 現地プロモーション

ア 旅行博

- ・ 実施コンセプトに基づいた、業務要件を満たす効率的かつ開催国の人々の嗜好を意識したブースのデザイン、パース、レイアウトが提案されているか
- ・ アイコンとキャッチフレーズにこめられたメッセージを有効に使うことによって、東京観光 PR に相応しいブースになっているか
- ・ アトラクションの内容が各市場特性を反映した良質なブース設計と連動して、独自性があり、来場者を惹きつけ、東京旅行意欲を喚起するようなものであるか、また来場対象者・嗜好を踏まえたものであるか
- ・ 来場者用アンケート、効果測定方法の提案内容は適切か
- ・ 備品、スタッフ等の配置提案内容が適切か

イ 旅行博出展告知広告

- ・ 提案媒体の概要や掲出期間等が目的にそった広告効果を期待できる内容か
- ・ 提案のデザイン案が現地の人々に対し高い PR 効果を訴求できる内容となっているか

ウ 東京観光セミナー

- ・ 実施概要・企画内容案は実施するにあたり適切か
- ・ 受託者が現地の旅行業界に精通しており、現地有力旅行会社・現地有力メディアの集客力が十分か
- ・ 効果測定方法はプロモーション効果を適切に測定でき、今後のよりよいプロモーションにつながる分析等が行える提案内容であるか
- ・ その他食事メニュー・司会者やゲストの選定は適切か

(3) フィリピンにおける旅行博出展を契機としたサブプロモーションについて

- ・ フィリピンの現地旅行会社対象の B to B 向け、あるいは潜在訪都旅行者層を対象とする B to C 向けのサブプロモーションの企画提案は実現性があり、東京旅行意欲喚起等において、一定程度の有効性が期待できる内容か

(4) ノベルティの製作

- ・ 製作物提案内容は各対象市場及び各対象者に効果的か

(5) その他

- ・ 価格の妥当性
- ・ プロモーション効果を高める新規提案

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を文書にて通知する。なお、審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、上記 5(4)に示す質問受付期間中に限り、質問票（実施要領様式 1）に記入の上、指定 E-Mail へ送付のこと。回答については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し、一斉に通知する。

11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届（実施要領様式 3）を提出すること。

12 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：原・栃原）

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

電話：03-5579-2683

FAX：03-5579-2645